

総合健康福祉センターゆめりあの紹介

ゆめりあ館内にある貸室などの一部を紹介します。
ご予約は、教育委員会までお願いします。

3F



〈開室時間〉 平日 9:00～20:30
 土日 9:00～16:45
 (4月から10月までの日曜日および祝日・
 年末年始は閉室しています)

初回利用のみ下記の時間帯で
体力測定が必要ですので事前
にご予約ください。

9:00～ 火・金・土・日のみ
13:00～ 火・金・土・日のみ
18:00～ 月～金のみ

〈町内者器具使用料〉

	1回券	300円
	6回券	1,200円
	3カ月券	4,300円
	6カ月券	6,500円

※「エアロバイク」4台が
令和2年度に新しくなりました。

2F



〈開室時間〉 加工室 平日 9:00～17:00
 調理実習室 平日 9:00～21:00
 第2研修室 平日 9:00～21:00
 ※会議など(20人程度)に使用できます。

加工室・調理実習室には、機器を各種そろえていますので
アイスやパン、ジュース、みそ作り
などの際にご使用いただけます。

〈町内者会場使用料〉

加工室・調理実習室どちらも1時間200円、
第2研修室1時間400円



1F

教育委員会事務局
保健福祉課健康推進G
地域包括支援センター

ゆめりあ正面入口 →

住宅火災からあなたや家族のいのちを守る

住宅用火災報知器

設置・点検していますか？



住宅用火災警報器は、消防法で全ての住宅に設置しなければなりません。警報器を設置していない場合は、すぐに設置しましょう。警報器は、ホームセンターや電器店で購入することができます。価格はメーカーや種類、機能などによって異なります。

また、設置から約10年が経過すると、電池切れや本体の老朽化で火事を感じなくなる恐れがあります。「いざ」というときに適切に作動するよう、定期的に作動確認や電池交換を行きましょう。

●点検●

点検ボタンや、点検用の引きひもを引いて、警報音が鳴るかどうか確認しましょう。

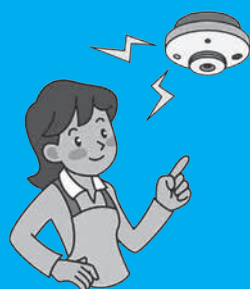
※機種によって点検方法は異なります。

●清掃●

定期的にはこりを取りましょう。また、汚れが付着しているときは中性洗剤に浸して固く絞った布でふき取りましょう。

●交換●

電池タイプのものは、定期的な電池の交換が必要です。また、本体についても設置から10年経過している場合は、交換を検討しましょう。



《設置が義務付けられている場所》

◎寝室、2階以上に寝室がある階段上部

《設置が推奨されている場所》

◎台所、居間など



設置により住宅火災時の死者数が大幅に減っています！

平成29年から令和元年までの3年間における住宅火災100件当たりの死者数は、警報器を設置している場合、設置していない場合に比べ、約5割減となっています。

また、警報器の鳴動による火災の早期発見により、大事に至らなかった事例も多数報告されています。

住宅火災100件当たりの死者数 (平成29～令和元年)

設置なし 11人

設置あり 5.3人

(総務省消防庁調べ)

5割減